

生徒各位・保護者各位・教職員各位

生活指導部

令和8年度 板橋高等学校 生活指導方針・共通理解事項

1 服装

(1) 通学には本校指定の制服を着用すること。

① 夏服着用規定（6月1日～9月30日）

5月1日～5月31日と10月1日～10月31日を移行期間とし、夏服も許可する。

1 白ワイシャツ又はポロシャツ（無地の白、紺、黒）に規定のスラックス又はスカートを着用すること。

単色のものとし装飾は片胸ワンポイントのロゴ程度のもので可とする。

2 寒い時はブレザーの着用を認める。ただし、ネクタイ又はリボンを着用すること。

3 無地の白、紺、黒、グレー、茶、ベージュのVネックセーター、ベスト、カーディガン（ネクタイ・リボンの着用を確認できるもの）の着用を認める。

単色のものとし装飾は片胸ワンポイントのロゴ程度のもので可とする。

② 冬服着用規定（10月1日～5月31日）

5月1日～5月31日と10月1日～10月31日を移行期間とし、夏服も許可する。

1 白ワイシャツに規定のブレザー（校章ピンバッチ付き）、スラックス又はスカートを着用すること。

ワイシャツの襟をブレザーから出したり、第2ボタンまで下げて開いた状態での着用している者、Yシャツの裾をズボン、スカートから出して着用している者については注意を行う。

スカートを折る、ベルトを使用する等、いかなる方法でもスカートの長さを短く調整する者に対しては注意を行う。

2 本校規定のネクタイ又はリボンを着用すること。

ネクタイ、リボンがブレザー着用時に見えるようにYシャツは着用すること。

3 ブレザーの下に、無地の白、紺色、黒、グレー、茶、ベージュのVネックセーター、ベスト、カーディガン（ネクタイ・リボンの着用を確認できるもの）を着用することを認める。

4 天候にかかわらず、登下校時には必ずブレザーを着用すること。

「カバンの中にある」や「教室に置いてある」などの理由は認めない。

5 寒い日の登下校時は、華美でないものに限り、ブレザーの上にコートの着用を認める。

コートの色はセーター、ベストと同様（白、紺色、黒、グレー、茶、ベージュ）とし、形状は革ジャンや蛍光色のもの、スウェット地のパーカーなどについては認めない。

単色のものとし装飾は片胸ワンポイントのロゴ程度のもので可とする。

部活動の防寒着については、活動時の着用を原則とし、登下校時は基準色のコートを優先するように指導する。

③ 禁止事項

パーカーやスウェット、ルーズソックス、認められていない色のVネックセーター・ベスト・カーディガン・ワイシャツ・ポロシャツの着用は禁止する。違反の場合は、預り又は再登校の指導を行う。

違反对象のパーカーやスウェット等を手に持っていた場合も同様に預かり指導を行う。

(2) 通学時には革靴又は運動靴をはいてくること。

サンダルやブーツの着用は認めない。

(3) 体育館履きは学年別に指定されたものを使用すること。

(4) 制服の改造（スカート丈のカット等）は禁止する。万一改造した場合、預かりとなり新たに買い直しの対象となる。

2 頭髪及び装飾品

(1) 頭髪の染色、アイロンによる脱色等、手を加えることを禁止する。違反の場合は、もと通りに復元することとする。

一切の加工（染色・脱色・エクステ・パーマ・剃り込み）を禁止する。加工を隠すためのカツラ等も禁止する。ドライヤー、ヘアアイロン等の器具の使用で髪の毛が変色した場合も加工と見なす。

(2) 進路決定のためにおこなう面接等の進路指導に対応できない髪型は禁止とする。

(3) エクステンション（つけ毛）は禁止する。

(4) ピアス、ネックレス、指輪等の装飾品の着用は禁止する。違反の場合は預かり、指導を行う。

磁気ネックレスやペンダント類もネックレスに含める。

ピアスの穴がふさがらないようにするための透明ピアスもピアスに含める。

(5) 化粧・マニキュア等は禁止とする。

色つきリップ・マニキュア類（ジェルネイル、つけ爪含む）、度付のカラーコンタクトも禁止する。保湿用の透明リップクリームと無色の日焼け止め以外は一切禁止する。

3 登下校・休日登校について

- (1) 午前8時から8時25分までに登校すること。
- (2) 始業時刻は午前8時30分、授業終了は午後3時10分、下校時刻は午後5時。ただし、部活動等で延長届を提出した場合、活動時間を午後6時までとし、その後、速やかに下校すること。なお、その際は必ず顧問の最終下校の確認を受けること。
- (3) 欠席、遅刻、早退、欠課をする場合は、保護者がclassiにて8時25分までに、学級担任に連絡すること。
- (4) 休業日（土曜・日曜・祝日）に登校する場合は、事前に関係の教員に申し出て許可を得ること。
- (5) 自転車通学をする生徒はレインウェアを持参し、自転車通学申請書を提出し、生活指導部の許可を得ること。自転車の後部に本校指定の学年別ステッカーを貼ること。
- (6) 自転車通学をする生徒は、登下校中にヘルメットを着用する。
- (7) 自転車利用者は、保険に加入する。
- (8) 自転車は校内の指定の駐輪場に置くこと。
- (9) 自転車の傘さし運転や、傘を自転車にさしての登下校は禁止する。雨天時には必ずレインウェアを着用すること。違反の場合は指導の対象となる。
- (10) 登下校中の原動機付自転車、自動二輪車、自動車等の使用及び同乗することを禁止する。

4 生活上の注意

- (1) 昼食は原則持参すること。忘れた場合は外出することはできない。ただし、数に限りがあるが校内での弁当の販売がある。
- (2) アルバイトは禁止とする。やむを得ない事情がある場合は、保護者から申し出て許可を得ること。
- (3) 上着、靴、教科書等、全ての持ち物には必ず記名すること。
- (4) 学校生活に不必要な物品、高価な物品は持ち込まないこと。
- (5) 貴重品は、身に付けるかロッカーにしまうかすること。ロッカーには必ず鍵をかけること。
- (6) 登校後、全ての授業終了までは校外に出てはならない。やむを得ない事情のある場合は、教員の許可を得ること。
- (7) スマートフォンは授業時間帯には必ず電源を切り、かばんにしまうこと。使用する際には時と場を考えたマナーを守ること。
- (8) 安易にインターネット上に学校名、個人名、写真を出さないこと。

5 特別指導

(1) 特別指導とは以下の内容のことを指し、個々の問題行動に対する指導の必要性に応じて実施する。

① 校長説諭（保護者同伴とする）

② 謹慎指導（指導を申し渡す際は、原則として保護者同伴とする）

教職員に対する指導拒否

教職員に対する暴言

暴力行為・暴力同席

集団による威嚇行為

けんか

いじめ

器物破損

不正行為（定期考査・小テスト等）・カンニングに準じる行為（スマートフォン・メモ等の所持）

喫煙（加熱式煙草及び電子煙草、ニコチンの含有がない成人向け喫煙類似具を含む）・喫煙具所持（ライター含む）・喫煙同席

飲酒・酒類所持（ノンアルコールも含む）・飲酒同席

自動車・バイク（等）通学・同乗（保護者を除く）

賭博行為

窃盗・万引き・寸借行為

誹謗中傷

ネット上の悪質な書き込み

盗撮・秘密録音

個人情報流布

校舎不法侵入

無銭飲食